

(注意) 下記のQ&Aは作成の際に誤りの多い事項です。
 作成の前、作成後に再度ご確認ください。
 (集計方法の誤りにより、実際は80%を超えていた場合、
 報酬返還となるケースがありますので、ご注意ください)

特定事業所集中減算に関する算定方法について

- Q1 「判定期間に作成された居宅サービス計画」の数とは？
 A1 その期間内に「給付管理を行った計画」の数です。(=実績数)
- Q2 居宅サービス計画数には介護予防サービスの利用者も含めるのか。
 A2 含めません。
- Q3 計画とは実績なのか？計画を位置づけたがサービスの利用が無い場合は？
 A3 この場合の計画とは実績です。
 利用者の都合でサービスの利用が無かった場合は件数に含めません。
- Q4 80%を超えているサービスのみの報告で良いのか。
 A4 この場合、80%を超えているサービス以外も全て報告が必要です。
 (平成27年度介護報酬改定に関するQ&A vol.2 平成27年4月30日 問.29)
- Q5 月遅れで報酬請求した場合はどう数えるのか。
 A5 サービス提供月で数えます。
- Q6 「通常の実施地域」にあるサービス毎の事業所数が5事業所未満の時の事業所数とは？
 A6 「介護サービス情報公表システム」で公表されている事業所数で判断します。
 (http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/47/index.php)
- Q7 別法人の運営する複数の事業所を紹介した場合の算定方法はどうか。
 A7 それぞれの法人ごとに1件ずつ計上します。
 例えば2ヶ所の訪問介護事業所を位置づけた場合、それぞれの事業所の法人が別であれば、法人ごとに1件ずつ数えます。…ケース①
 法人が同じであれば、その法人に1件として数えます。…ケース②

算定例

計画数	利用者	居宅サービス計画に位置づけたサービス	紹介した法人
1	甲	A法人○事業所	A法人(1件)
		A法人▲事業所	
		B法人□事業所	B法人(1件)
2	乙	A法人○事業所	A法人(1件)
		A法人▲事業所	
3	丙	A法人○事業所	A法人(1件)
		B法人□事業所	B法人(1件)
		C法人●事業所	C法人(1件)
4	丁	C法人●事業所	C法人(1件)

…ケース①
 ②

上記の場合

計画数 4件

紹介した法人数

A法人=3件 ……よってA法人(3件)が紹介率最高法人

B法人=2件

C法人=2件

$$\text{紹介率} = \frac{3}{(\text{紹介率最高法人件数})} \div \frac{4}{(\text{計画数})} \times 100 = 75\%$$

(80%未満なので減算対象にならない)